



9月は世界アルツハイマー月間です！

国際アルツハイマー病協会（90の国と地域が加盟）は、9月21日を「世界アルツハイマーデー」、9月を「世界アルツハイマー月間」と定め、本人や家族への認知症施策が充実されることや認知症になっても安心して暮らせる社会づくりを目指し、世界中で啓発活動を行っています。余市町でも、これまで認知症カフェや認知症サポーター養成講座、認知症への理解を深めてもらうための講演会の開催等に取り組んでおり、今後も開催を予定しています。

そこで、今回は、アルツハイマー型認知症やその他の認知症について、少しでも知っていただけるよう、簡単にご説明させていただきます。なお、今後も定期的に、「認知症」についてご紹介させていただく予定です！

★物忘れと認知症のちがいは？

うっかり約束の時間や物をどこにしまったかを忘れることは、誰にでもある単なる“物忘れ”です。一方、“認知症”は、約束したことや物をしまったこと自体を忘れてしまい、本人に忘れたという自覚がありません。そのため、物がなくなったことを「盗られた」と思い込み、大騒ぎになることもあります。このように、脳の機能が低下して、日常生活に支障をきたすようになった状態を認知症といいます。

★認知症で多いのはどんなタイプ？

**第1位 アルツハイマー型認知症 第2位 脳血管性認知症 第3位 レビー小体型認知症
第4位 前頭側頭葉変性症 第5位 その他の認知症**

認知症の根本的な特效薬はまだ開発されていませんが、早期発見することで症状の進行を遅らせたり、脳梗塞等の病気が原因になっている場合はもとの病気を治療することで認知症の症状が治まる場合もあります。もし、ご自分の家族の様子がいづれと違ったり、自分は認知症かもしれないと不安に思うことがありましたら、ご自分だけで悩んで抱え込まずに、次の相談機関やかかりつけ医に相談することをお勧めします。

★誰かに相談してみましよう！

保険課 ☎21-2119

子育て・健康推進課 ☎21-2122

地域包括支援センター ☎48-6015

在宅介護相談センターかるな ☎22-3115

認知症の人を支える家族の会（社協内） ☎22-3156



野焼きの禁止について

●野焼きとは？

適法な焼却施設以外で廃棄物(ごみ)を燃やすことを「野焼き」といい、地面で直接焼却を行う場合だけでなく、ドラム缶・ブロック囲い・素掘りの穴での焼却行為も含まれます。一般家庭でのごみの焼却行為は「野焼き」に該当します。

●野焼きは法律で禁止されています

野焼きは、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」で禁止されています。悪質な野焼きを行なった者には5年以下の懲役、1000万円以下の罰金のいずれかまたはその両方が科せられます。(同法第25条第1項第15号)

●例外として認められているもの

- ・風俗習慣上または宗教上の行事を行うために必要な廃棄物の焼却 <例>「どんど焼き」など
- ・農業、林業又は漁業を営むためにやむを得ないものとして行われる廃棄物の焼却

<例> 畑での病虫害予防のための農作物(つる等)の焼却や水田での稲わらの焼却など

注：農業、林業または漁業の営む場合であっても、「やむを得ない」と認められないもの(家庭ごみなど)の焼却は例外として認められません。

- ・たき火などの焼却であって軽微なもの

※例外的として認められている場合でも野焼きは必要最小限にとどめてください。

やむを得ず行なう場合は、風の向きや強さ・時間帯・周囲の環境・すすや臭いなどに十分配慮して焼却を行ってください。

問合せ 環境対策課 廃棄物対策グループ ☎21-2118